

表1 お客さま発電所の契約内容について(指定ルール該当)

出力制御対象発電所一覧						
No	弊社管轄事業所	発電事業者さま名	発電場所	事業計画認定ID	電圧区分	出力(kW)
1	仙台	株式会社□□□□	□□市□□町□□	A111111B11	低圧	30.0
2	仙台	株式会社△△△△	△△市△△町△△	A222222B22	高圧	1,000.0
3	仙台	株式会社■ ■ ■ ■	■ ■ 市 ■ ■ 町 ■ ■	A333333B33	特別高圧	10,000.0
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

〒000-0000
00県00市00町00

東北 太郎 様
A12199999A
(発電所の出力制御に関する資料在中)

ご不明な点は下記までお問合せ下さい

東北電力株式会社 送配電カンパニー
出力制御特設コールセンター
TEL : 0120-102-842
(営業時間 平日 9:00 ~ 17:00)

太陽光発電(指定ルール)の出力制御に関する 今後のお手続きについて

平素は弊社の電力事業に格別のご厚情を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、東北6県・新潟エリアにおいては、太陽光発電等の再生可能エネルギー(以下、「再エネ」という)電源を中心として発電設備の連系量が急増しており、弊社では、安定供給のため需要と供給のバランスの維持を目的として、国で定めたルールである優先給電ルールに基づく、発電設備の出力制御に関わる準備を進めております。

お客さまの発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下、「再エネ特措法」という)施行規則に基づき、出力制御に応じていただくことを系統連系の条件としておりましたので、出力制御に関わる準備として、以下の対応をお願いいたします。

ご対応内容

- 出力制御機能付PCSへの切替
- 運用方法の申し合わせ

右記の表1に記載されたお客さまの発電設備は、契約申込の受付日や設備容量により、出力制御の指定ルールが適用されております。指定ルールは、需要や再エネ出力の予測により、電気の安定供給に必要な出力制御量を発電所毎に算出して作成されたスケジュールを、発電事業者さまが弊社の出力制御システムから受信して頂くことにより遠隔で自動制御されるものとなります。

お客さまの発電設備は出力制御機能付PCSへの切替および受電状況により異なる通信環境の整備^{※1}が必要となります。なお、特別高圧で受電の場合は出力制御に関する給電申合書の締結が必要となります。

お客さまの受電状況	高圧・低圧で受電の場合	特別高圧で受電の場合
ご対応内容	<ul style="list-style-type: none"> ●PCSのソフトウェア更新や出力制御ユニットの設置など^{※2}、およびインターネット回線の整備が必要となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●PCSのソフトウェア更新や出力制御ユニットの設置など^{※2}、および専用通信回線(CDTを含む)の改良工事が必要となります。 ●上記工事の他に、出力制御に関する給電申合書の締結が必要となります。締結に際しては、弊社の給電指令機関からご連絡させていただきます。なお、多数の発電事業者さまとの対応が必要ことから、お時間がかかる可能性があります。

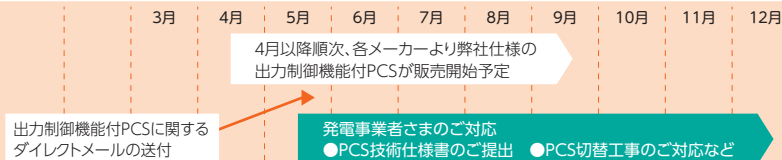
※1 出力制御機能付PCSへの切替や通信環境の整備については、発電事業者さまのご負担となります。

※2 PCSのメーカー・型式により内容が異なるため、販売店等を通して各メーカーにご確認のうえ、準備を進めていただきますようお願いいたします。

具体的なPCS切替の手続きは、弊社がPCSメーカーの製品開発動向を確認した後に送付するダイレクトメール(2019年5月以降を予定)に記載いたしますので、ご確認をお願いいたします。

出力制御機能付PCSへの切替に関わる概要スケジュール

2019年

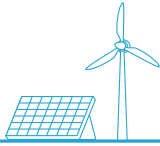


ご注意事項!

- 旧ルール、指定ルールの仕分けについては当社HPをご確認ください。
URL <http://www.tohoku-epco.co.jp/oshirase/newene/05/index.html>
- 今回のご案内は、再エネ特措法により定められた国のルールに基づくものであり、当社系統への連系に先立ち、発電事業者さまにお約束いただいている内容です。
- お手続きに応じていただけない場合、太陽光発電設備の連系に関するご契約が解約となる場合があります。

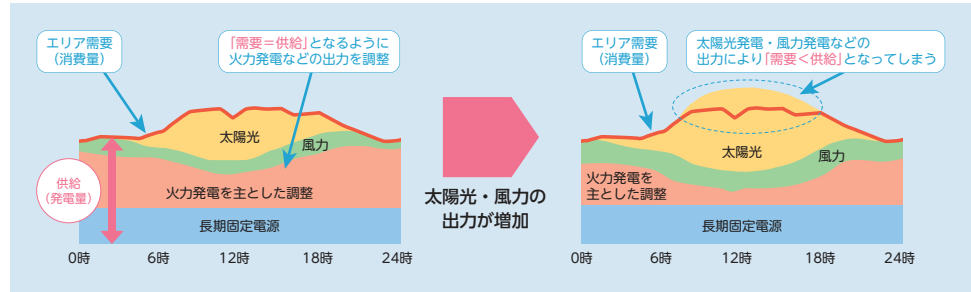


出力制御の概要について



出力制御が必要な理由

- 1 電気は、消費(需要)と発電(供給)が同時に行われるため、これらを常に一致させる必要があります。消費(需要)と発電(供給)のバランスが崩れると、電気を安定してお届けすることが困難となります。
- 2 東北6県・新潟エリアでは、再生エネ電源の連系量増加により、需要が低くなる春や秋に晴天となった場合等に余剰な電気が発電されることで消費(需要)と発電(供給)のバランスが崩れ、最悪のケースでは、発電機が連鎖的に停止し大規模停電が発生してしまう可能性があります。そのため、東北6県・新潟エリアの安定供給のために、国で定めた優先給電ルールに則り、出力制御が必要となります。



優先給電ルールについて

- 1 優先給電ルールとは、需要と供給のバランスを一致させるために、需要の変動等に応じて、稼働中の発電設備等に対する出力制御の条件や順番を定めたものです。
- 2 「再生エネ特措法施行規則」および電力広域的運営推進機関の「送配電等業務指針」(経済産業大臣が認可)に定められている同ルールは以下のとおりであり、お客さまの発電設備は①に該当しております。

出力制御等の順番

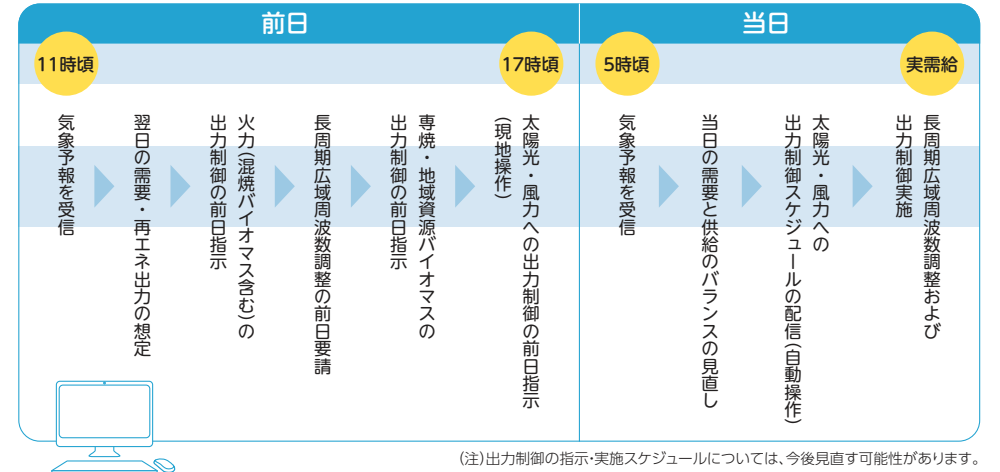
- a 一般送配電事業者があらかじめ確保する調整力(火力等)(電源Ⅰ)及び一般送配電事業者からオンラインでの調整ができる火力発電等(電源Ⅱ)の出力抑制及び揚水式発電機の揚水運転
- b 一般送配電事業者からオンラインでの調整ができない火力発電等(電源Ⅲ)の出力抑制
- c 連系線を活用した広域的な系統運用(長周期広域周波数調整)
- d バイオマスの専焼電源の出力抑制(地域資源バイオマス電源*を除く)
- e 地域資源バイオマス電源の出力抑制(燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力抑制が困難なものを除く)
- f 自然変動電源(太陽光・風力)の出力抑制
- g 電気事業法に基づく電力広域的運営推進機関の指示(緊急時の広域系統運用)
- h 長期固定電源(原子力、水力(揚水式を除く)および地熱発電所)の出力抑制

*地域に賦存する資源(未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物)を活用する発電設備

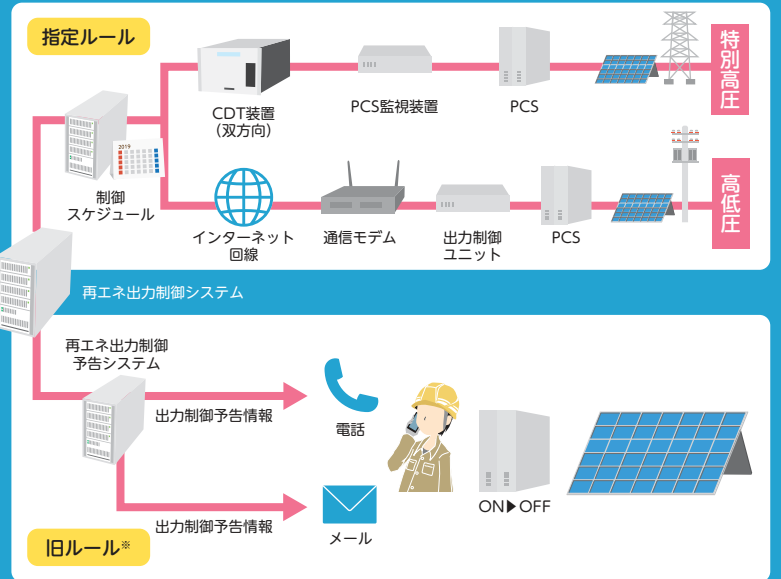
出力制御の指示・実施スケジュールについて



翌日の需要や再生エネ出力の想定結果等をふまえ、出力制御を実施する場合は、旧ルールの発電事業者さまに対しては、制御日の前日17時ごろに、電話やメールにて出力制御の実施予定をお知らせいたします。指定ルールの発電事業者さまについては、当日の需要と供給のバランスを見直した後に、出力制御スケジュール配信を行います。



太陽光の出力制御に関わるイメージ図



*旧ルール発電事業者さまでも出力制御機能付PCSに切替を行った場合、指定ルールと同様に遠隔出力制御を実施します。



太陽光発電(指定ルール)の 出力制御に関する よくあるご質問

Q1. なぜ、今から出力制御の準備を進めなければならないのか。

A1 安定して電気をお届けするためには、需要(消費)と供給(発電)をバランスさせる必要がありますが、太陽光は出力が天候により左右されるため、その変動分を火力発電などにより補う必要があります。

東北6県・新潟エリアでは、太陽光を中心として再エネ電源の導入が進んでおり、今後、さらに導入が拡大すれば、火力発電などの調整による需要と供給のバランス維持が困難な状況になるおそれがあります。

出力制御にご対応いただく発電事業者さまとの運用方法に関わる書面の締結や、指定ルールの発電事業者さまの出力制御機能付PCSへの切替など、相当の期間が必要と考えられるため、将来の出力制御実施に向けて、今回準備を進めていただいております。

Q2. 出力制御はいつから実施するのか。

A2 今後の再エネの導入状況をはじめ、その時々需要動向や再エネ発電設備稼働状況(余剰電力の発生状況)などによることから、現時点では、具体的にいつ頃実施するか判断できる段階にありません。

出力制御に向けた発電事業者さまへの対応を進めながら、今後も継続して評価を行い、具体的な見通しが立った段階でお知らせいたします。

Q3. 機械のトラブルなどにより出力制御が当日実施できなかった場合はペナルティがあるのか。

A3 何らかのトラブルにより出力制御が実施できない場合は、事象を把握した段階で速やかにご連絡いただきたいと思います。故意に出力制御に応じない発電事業者さまがいた場合は、系統の接続解除も含めて厳正に対処させていただきます。

Q4. なぜ、出力制御機能付PCSを用いた出力制御の対応が必要なのか。

A4 指定ルールの発電事業者さまについては、弊社からの情報伝送による遠隔での出力制御を行うために必要な出力制御機能付PCS、制御装置、情報伝送装置、通信環境(専用通信線)等を発電事業者さまのご負担にて整備していただくことを条件に連系いただいております。

今回、出力制御を行うための弊社側の受付準備が整ったため、対応をお願いしているものです。

Q5. 出力制御機能付PCSの切替などに関する手続きはどのように行われるのか。

A5 弊社仕様の出力制御機能付PCSについては2019年4月以降、各PCS製造メーカーから販売開始される予定です。当社からは出力制御機能付PCSの切替に関わる手続きの詳細を、2019年5月以降に2回目のダイレクトメールを送付することで発電事業者さまにお伝えいたします。

なお、出力制御機能付PCSについてはメーカーごとに販売開始時期が異なるため、太陽光発電設備の購入先を通じてご確認くださいませようお願いします。

Q6. 出力制御機能付PCSへ切替したいが、太陽光発電設備の購入先が倒産・移転等でわからなくなった場合はどうすればよいのか。

A6 太陽光発電設備の購入先に連絡が付かない場合は、PCS製造メーカーにご相談下さい。また、PCS製造メーカーの倒産等により、現在設置していただいている製品での対応が困難な場合は、発電事業者さまのご負担により、他の出力制御機能付PCSを開発しているメーカーの製品へ取り替えていただくことも可能です。

Q7. 出力制御は公平に実施されるのか。

A7 発電事業者さま間の公平性に配慮して、出力制御を実施いたします。

その他のよくある質問については、当社HPに掲載しておりますのでご確認ください。

URL <http://www.tohoku-epco.co.jp/oshirase/newene/05/index.html>

